

青森県報

号外第二十八号

平成十六年
三月三十一日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

訓 令

- ITER誘致推進東京連絡事務所設置規程…………… (同) …… 一
- 行政改革・公社等改革推進チーム設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 二
- 県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三
- 原子力施設安全検証チーム設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三
- ITER誘致推進室設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三
- 部局内部監査規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四
- 青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四
- 職員の内免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 六
- 青森県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 六
- 青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 七
- 青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 七
- 職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 八
- 青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 八
- イベントプロジェクトチーム設置規程を廃止する訓令…………… (同) …… 一〇
- 自治体病院機能再編成推進チーム設置規程を廃止する訓令…………… (同) …… 一〇
- 食の安全・安心対策チーム設置規程を廃止する訓令…………… (同) …… 一〇

規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(平成十五年六月青森県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。
「青森県部設置条例」を「青森県部等設置条例」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

ITER誘致推進東京連絡事務所設置規程を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

ITER誘致推進東京連絡事務所設置規程

(設置)

第一条 商工労働部の出先機関として、ITER誘致推進東京連絡事務所(以下「連絡事務所」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 連絡事務所は、ITER(国際熱核融合実験炉をいう。)の本県への誘致の推進に係る政府各機関、全国諸団体等との連絡及び折衝に関する事務を所掌する。

(名称及び位置)

第三条 連絡事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県ITER誘致推進東京連絡事務所	東京都千代田区

(連絡事務所の職等)

第四条 連絡事務所に所長及び次長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、連絡事務所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 次長は、所長を補佐し、連絡事務所の事務を整理する。

第五条 連絡事務所に必要に応じ総括主幹、主幹、総括主査、主査及びその他の職員を置く。

2 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。

3 主幹は、上司の命を受け、特定の事務を掌理する。

4 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

5 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

6 その他の職員は、上司の命を受け、連絡事務所の事務に従事する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

(青森県印刷事務管理規程の一部改正)

2 青森県印刷事務管理規程(昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「機関」の下に「(出先機関として設置された機関を除く。)」を加える。

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

行政改革・公社等改革推進チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

行政改革・公社等改革推進チーム設置規程の一部を改正する訓令

行政改革・公社等改革推進チーム設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政経営推進室設置規程

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 特別対策局に行政経営推進室(以下「推進室」という。)を置く。

第二条中「推進チーム」を「推進室」に改め、第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三 行政管理の改善に関すること。

四 その他行政経営品質の向上に関すること。

五 外部監査契約に関すること。

第三条を次のように改める。

(推進室の職等)

第三条 推進室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、推進室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条第一項から第五項までの規定及び第八項中「推進チーム」を「推進室」に改める。

第五条を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令

県境再生対策室設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県境再生対策室」を「特別対策局に県境再生対策室」に改める。

第三条第二項中「知事及び副知事」を「上司」に改める。

第五条を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

原子力施設安全検証チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

原子力施設安全検証チーム設置規程の一部を改正する訓令

原子力施設安全検証チーム設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力施設安全検証室設置規程

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 特別対策局に原子力施設安全検証室（以下「検証室」という。）を置く。

第二条中「検証チーム」を「検証室」に改める。

第三条を次のように改める。

（検証室の職等）

第三条 検証室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、検証室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条第一項から第五項までの規定及び第八項中「検証チーム」を「検証室」に改める。

第五条を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

ITER誘致推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

ITER誘致推進室設置規程の一部を改正する訓令

ITER誘致推進室設置規程（平成十四年五月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ITER（国際熱核融合実験炉をいう。）の本県への誘致の推進に関する」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 ITER (国際熱核融合実験炉をいづ。)の本県への誘致の推進に関すること。
- 二 ITER誘致推進東京連絡事務所に関すること。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

部局内部監査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

部局内部監査規程の一部を改正する訓令

部局内部監査規程(昭和三十五年九月青森県訓令甲第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行なう機関および」を「行う機関及び」に改め、同項の表中「行なう」を「行う」に、「出納局及び出先機関」を「出納局」に、「所管課及び」を「当該部の課、室及びチーム並びに」に改め、同表に次のように加える。

特別対策局長	特別対策局の室
--------	---------

第二条第二項中「及び部長」を「部長及び特別対策局長」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第十七条第一項の規定により期限付で任用する非常勤職員又は同法」を加え、「又は」を「若しくは」に、「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

第二条の見出し中「臨時的任用」を「非常勤職員等の任用」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

非常勤職員の任用は、職員の職に欠員を生じた場合で、当該職が一定期間継続した勤務を要し、かつ、常勤を要しないものであるときに行うものとする。

第三条の見出し中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中「臨時職員は、」を「非常勤職員等は、非常勤職員、」に、「日任用職員及び非常勤職員」を「及び日任用職員」に改め、同条第四号を削り、同条第三号中「県の」を「地方公務員法第二十二條第二項の規定により、県の」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「育児休業を」を「育児休業法第六條第一項の規定により、育児休業を」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「任用期間」を「地方公務員法第二十二條第二項の規定により、任用期間」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 非常勤職員 地方公務員法第十七條第一項の規定により、任用期間が一年以下で、かつ、勤務時間が一週間当たり三十時間を超えない範囲内で任用される者
第四条中「臨時職員の」を「非常勤職員等の」に改め、同条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 非常勤職員 非常勤事務員、非常勤技術員、非常勤技能員及び非常勤労務員
第五条の見出し中「承認」を「作成」に改め、同条第一項中「室長」を「及び室長」に、「及び青森県立つくしが丘病院長」を「並びに青森県立つくしが丘病院長」

に、「予算執行権者」を「本庁の課長等」に、「期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員、日雇雇用職員及び非常勤職員」を「非常勤職員等」に、「について主管部長（政策推進室にあつては政策審議監、出納局にあつては出納局事務局長。以下同じ。）の承認を受けなければ」を「を作成しなければ」に改め、同条第二項中「予算執行権者」を「本庁の課長等」に、「承認を受けた」を「作成した」に改め、「あらかじめ」を削り、「による。」により、主管部長の承認を受けなければ」を「によるなければ」に改め、同条第三項中「主管部長」を「本庁の課長等」に、「承認をする場合」を「規定により年間任用計画を作成し、又は変更しようとするとき」に改める。

第六条の見出し中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第一項中「期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員、日雇雇用職員及び非常勤職員」を「非常勤職員等」に改め、同条第二項中「期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員及び非常勤職員（期限付臨時職員又は非常勤職員で）」を「非常勤職員、期限付臨時職員」に改め、「除く。」の下に「及び育児休業代替臨時職員」を加え、「予算執行権者（本庁にあつては、行政改革・公社等改革推進チームリーダー、県境再生対策室長、原子力施設安全検証チームリーダー、政策推進室長及び集中課の長（部局内において臨時職員の給与に係る支出命令に関する事務を分掌する課の長をいう。以下同じ。））」を「集中課の長（本庁の部局内において非常勤職員等の給与に係る支出命令に関する事務を分掌する課又は室の長をいう。）、公所の長、地方労働委員会事務局長、青森県立中央病院長及び青森県立つくしが丘病院長（以下「予算執行権者」という。）」に改め、同条第三項中「予算執行権者」を「本庁の課長等」に改め、同条第四項中「（本庁にあつては、行政改革・公社等改革推進チームリーダー、県境再生対策室長、原子力施設安全検証チームリーダー、政策推進室長及び集中課の長）」を削り、「期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員」に改め、「及び主管部長」を削る。

第七条中「予算執行権者」を「本庁の課長等」に改める。
 第八条第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「、育児休業代替臨時職員及び非常勤職員」を「及び育児休業代替臨時職員」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

非常勤職員の任用期間は、任用期間更新通知書（第三号様式）により、一年の範囲内で更新することができる。ただし、他の適任者の確保が困難であると人事課長が認めた場合を除き、二回に限るものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により再任用をされた非常勤職員で、当該再任用前の任用期間と当該再任用に係る任用期間の合計が三年を超えることとなるものの任用期間は、更新することができない。ただし、他の適任者の確保が困難であると人事課長が認めた場合は、この限りでない。

第九条中「期限付臨時職員」を「非常勤職員、期限付臨時職員」に改め、「（本庁にあつては、行政改革・公社等改革推進チームリーダー、県境再生対策室長、原子力施設安全検証チームリーダー、政策推進室長及び集中課の長）」を削る。

第十条第一項中「期限付臨時職員又は」を「非常勤職員であつた者を再び非常勤職員として、期限付臨時職員又は」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「この場合において」を「ただし」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、非常勤職員であつた者を再度非常勤職員として任用することができる。ただし、第二号に該当する場合の再任用は、一回に限るものとする。

一 他の適任者の確保が困難であると人事課長が認めた場合
 二 その任用期間の合計（一年に満たない端数を生じたときは、これを一年とする。）が二年以内である者を再任用する場合

第十一条中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改める。

第十二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
 2 期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員及び日雇雇用職員の勤務時間は、別に定めがあるものを除き、青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号。以下「服務規程」という。）の適用を受ける職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「正職員」という。）の例による。ただし、勤務の特殊性によりこれにより難しい場合は、任用の都度別に定める。

第十三条第一項中「臨時職員」を「期限付臨時職員」に、「及び日雇雇用職員を除く。」を、「を除く。」及び育児休業代替臨時職員」に改める。

第十四条中「臨時職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、同条第一号中「第七条の三第三項及び第四項」を「第七条の三第五項及び第六項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 非常勤職員の服務については、服務規程第一条、第四条の二、第五条から第七條まで、第八条、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第三十四条及

び第三十五条の規定を準用する。

第十五条中「期限付臨時職員、育児休業代替臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員」に改め、「(本庁にあつては、行政改革・公社等改革推進チームリーダー、県境再生対策室長、原子力施設安全検証チームリーダー、政策推進室長及び集中課の長)」及び「及び主管部長」を削る。

別表の年次休暇の項中「(非常勤職員にあつては、一日)」を削り、同表の特別休暇の項中「非常勤職員」を「勤務時間が正職員の例によらない職員」に改め、同表の備考一中「八時間」を「一日当たりの勤務時間」に改める。

「期限付 非常勤 育児休業 期 限 付 非 常 勤 日 日 雇 用 非 常 勤」
 を
 「期限付 非常勤 育児休業 期 限 付 非 常 勤 日 日 雇 用」

期限付臨時職員	育児休業代替職員	非常勤職員
を		
期限付臨時職員	育児休業代替職員	非常勤職員

「日額」を「月額(日額)」に改める。

第二十一条中「臨時的に」を削り、「日額」を「月額(日額)」に改める。

第二十三条中「臨時的任用の期間」を「任用期間」に改める。

第四十条様式中「日額」を「月額(日額)」に改める。

「非常勤職員 期 限 付 臨 時 職 員 非 常 勤 日 日 雇 用 非 常 勤」
 を
 「非常勤職員 期 限 付 臨 時 職 員 非 常 勤 日 日 雇 用」
 に改める。

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般 各 出 先 機 関

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の任免等発令事務取扱規程(昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二十五号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第四条の表以外の部分中「政策推進室長、行政改革・公社等改革推進チームリーダー」を「特別対策局長」に改める。

第五条の表中「及び期末手当のそれぞれの100分の」を「、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれの100分の」に、「、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の60」を「及び住居手当のそれぞれの100分の60」に、「第2条第 号」を「第2条」に改め、同表の表中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般 各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

第十条第三項中「出勤簿取扱者は、」の下に「庶務に関することを分掌する内部組織が置かれる出先機関にあつては当該内部組織の事務を掌理する職にある者をもつて充て、庶務に関することを分掌する内部組織が置かれない出先機関にあつては」を加え、ただし書を削り、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定するもののほか、勤務場所を異にする職員がいる出先機関の長は、当該職員の出勤簿及び遅参早退簿を管理させるため、当該職員のうちから出勤簿取扱者を指定することができる。

第三十六条中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
地方労働委員会事務局

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「行政改革・公社等改革推進チーム、原子力施設安全検証チーム、自治体病院機能再編成推進チーム、食の安全・安心対策チーム、イベントプロジェクトチーム及び」を削り、「並びに県境再生対策室及びI T E R 誘致推進室並びに」を「及び」に改め、同条第三号中「する出先機関」の下に「及び青森県行政組織規則第六条第三項の規定に基づき設置されたI T E R 誘致推進東京連絡事務所」を加える。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
地方労働委員会事務局

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員表彰規程の一部を改正する訓令

青森県職員表彰規程（昭和二十八年七月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「政策推進室長、行政改革・公社等改革推進チームリーダー」を「特別対策局長」に改める。

第九条第二項中「政策推進室長」を「特別対策局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「農業振興課、りんご農産課又は農産園芸課」を削り、「用務」の下に「（下北地方農林水産事務所）に勤務する職員にあつては、亦に掲げる用務を除く。」を加え、同号に次のように加える。

二 林業改良普及指導

ホ 農業農村整備事業に係る工事の施行、設計又は監督

第二条第一項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、第十六号を第十三号とし、第十七号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十号中「新産業創造課又はITER誘致推進室」を「又は新産業創造課」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十一号中「青森県企業誘致東京情報センター」を「青森県ITER誘致推進東京連絡事務所」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十二号を同項第十九号とし、同条第二項中「第七号」を「第五号」に、「第十一号、第十四号及び第十五号」を「第九号及び第十二号」に改める。

第四条第一項中「第十九号」を「第十六号」に改める。

第五条中「第二条第一項第二十号から第二十二号」を「第二条第一項第十七号から第十九号」に改める。

別表第四中「六、七四〇円」を「六、五九〇円」に、「六、七五〇円」を「六、六〇〇円」に、「六、四四〇円」を「六、五〇〇円」に、「六、四六〇円」を「六、五一〇円」に、「七、一六〇円」を「六、七六〇円」に、「六、六三〇円」を「六、四六〇円」に改める。

「東北自治研修所の研修」に、
「三、一一〇円」を

東北自治研修所の研修	
前期の研修日	三、一〇〇円
後期の研修日	三、一一〇円

に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一企画振興部情報政策課又は出納局出納課に勤務する職員で電子計算業務に従事する者の項中「企画振興部情報政策課」を「企画政策部情報システム課」に改め、同表工業総合研究センター、東地方農林水産事務所、農林総合研究センター（総合企画画室、経営研究室及び普及指導室を除く。）、水産総合研究センター又はふるさと食品研究センターに勤務する職員で調査又は試験研究に従事する者の項中「（総合企画室、経営研究室及び普及指導室を除く。）」を削り、「試験研究」の下に「（農林総合研究センター）に勤務する職員にあつては、農業経営等の調査研究を除く。」を加

え、同表農林総合研究センター（総合企画室、経営研究室、普及指導室及び林業試験場加工技術部に限る。）又は宮農大に勤務する職員の中に「総合企画室、経営研究室、普及指導室及び」を削り、「職員」の下に「及び農林総合研究センターに勤務する職員で農業経営等の調査研究に従事する者」を加える。
別表第二政策推進室の項及び県境再生対策室の項を削り、同表企画振興部市町村振興課の項中「企画振興部市町村振興課」を「企画政策部市町村振興課」に改め、同表環境生活部文化・スポーツ振興課の項中「環境生活部文化・スポーツ振興課」を「環境生活部県民生活政策課」に改め、同表中

改め、同表文化観光部文化観光推進課の項中「文化観光部文化観光推進課」を「文化観光部観光推進課」に改め、同表県土整備部監理課の項を削り、同表県土整備部河川砂防課の項の次に次のように加える。

健康福祉部医療業務課	大麻除去及びその他の作業用	作業用 安全靴
	水道、公衆浴場等の検査用	作業用 ゴム長靴
健康福祉部保健衛生課	水道、公衆浴場等の検査用	作業用 ゴム長靴
	大麻除去及びその他の作業用	作業用 安全靴
健康福祉部業務衛生課	大麻除去及びその他の作業用	作業用 安全靴
	水道、公衆浴場等の検査用	作業用 ゴム長靴
特別対策局広報広聴室	撮影及び現像用	作業用 作業用ジャケット（夏、冬）
	県土整備部高規格道路・津軽ダム対策課	作業用 安全靴、安全靴、防雨靴、防寒靴、防雨靴、防寒靴、防雨靴、防寒靴

に を

特別対策局県境再生対策室	現地調査用	作業用 安全靴、安全靴、防雨靴、防寒靴
--------------	-------	---------------------

別表第二身体障害児療育相談所の項を削り、同表工業総合研究センター（弘前地域技術研究所及び八戸地域技術研究所に限る。）、東地方農林水産事務所（農村計画課に限る。）、農林総合研究センター（林業試験場に限る。）、水産総合研究センター（内水面研究所を除く。）、ふるさと食品研究センター（農産物加工指導センターを除く。）の項中、東地方農林水産事務所（農村計画課に限る。）を削り、同項の次に次のように加える。

別表第二中	東地方農林水産事務所	農業土木に係る技術上の調査及び試験研究用	作業用 雨合羽、作業用 雨合羽
農林総合研究センター（総合企画室、経営研究室及び普及指導室に限る。）	農林総合研究センター（水稲栽培部、水稲育種部、水田利用部、環境保全部、藤坂稲作研究部、砂丘研究部、畑作園芸試験場、フラワーセンター及びびりんご試験場に限る。）	調査研究用	雨合羽、雨合羽
		調査及び試験研究用	雨合羽、雨合羽
肥料の分析及び検査用	肥料の分析及び検査用	肥料の分析及び検査用	作業用 雨合羽、作業用 雨合羽
		肥料の分析及び検査用	作業用 雨合羽、作業用 雨合羽

を

農林総合研究センター (病害虫防除室、グリーンバイオセンター、畑作園芸試験場、フラワーセンター及びびりんご試験場に限り。)	農業経営等の調査研究用	防 毒 面 靴
	調査及び試験研究(農業経営等の調査研究を除く。)用	防 業 羽 靴
肥料の分析及び検査用	肥料の分析及び検査用	防 毒 面 靴
	調査及び試験研究用	防 業 羽 靴

改め、同表新幹線事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

イベントプロジェクトチーム設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

イベントプロジェクトチーム設置規程を廃止する訓令

イベントプロジェクトチーム設置規程(平成十四年三月青森県訓令甲第十号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

自治体病院機能再編成推進チーム設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

自治体病院機能再編成推進チーム設置規程を廃止する訓令

自治体病院機能再編成推進チーム設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十七号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

食の安全・安心対策チーム設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

食の安全・安心対策チーム設置規程を廃止する訓令

食の安全・安心対策チーム設置規程(平成十四年九月青森県訓令甲第四十三号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭